

保護者の皆様へ

新見市立草間台小学校
校長 池田 国光

警報発令時の対応について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、児童の安全面を考慮し、警報発令時の対応をお知らせいたします。より安全かつ迅速な対応ができるようにしたいと思います。ご理解をいただき、今後の対応をよろしく申し上げます。

記

1 「警報」(暴風(雨)、大雨洪水等、大雪)が発令された場合

○午前6時の時点で警報が出ている時は、臨時休校とします。

※当日は外出せず、自宅待機(自宅学習)をしてください。

- ・警報の発令地域に新見地域が含まれている場合が対象になります。
- ・大雪警報でも臨時休校とします。
- ・原則、連絡は行いませんのでご注意ください。

2 登校中及び在校中に「警報」が発令された場合

(1) 登校前(自宅にいるとき)に発令された場合

- ・午前6時以降に発令されても臨時休校とします。

(2) 登校中(すでに自宅を出発した後のとき)に発令された場合

○徒歩通学の児童の場合

- ・原則、保護者判断で途中帰宅としますが、安全上そのまま登校させたほうがよい場合は、登校後安全な方法でできるだけ早期に帰宅できるようにします。

○スクールバス通学の児童の場合

- ・バス乗車前に警報が発令された場合には、保護者やバスの運転手さんから「警報発令」の連絡を受け、乗車せずに帰宅します。
- ・バス乗車中に警報が発令された場合には、バスで折り返し下校し、帰宅します。

(3) 登校後(在校中のとき)に発令された場合

- ・原則、早期に下校させますが、気象状況等を考慮し、できるだけ安全な時に、安全な方法で帰宅できるようにします。その場合、「安心メール」や電話で対応についてお知らせします。

3 留意事項

- ・警報発令により臨時休校になった場合、自宅待機(自宅学習)とします。安全のため児童を外出させないでください。
- ・急な臨時休校になり、給食がとれない場合でも、その日の給食費はご負担いただくようになります。ご了承ください。
- ・通学路等で危険箇所が生じた場合には速やかに学校にご連絡ください。
- ・臨時休校の翌日は特に連絡がない限り通常の時間割に従って用意をして来てください。